

産業廃棄物税は 排出事業者負担



産業廃棄物税とは

循環型社会の形成に向けて、産業廃棄物の排出の抑制、再利用や再生利用、その他適正な処理を促進するための目的税です。

税の負担者

排出事業者



※産業廃棄物が中間処理のあと最終処分場へ運搬される場合は、
本来の処理料金に税額分を上乗せした中間
処理料金を中間処理業者へ支払います。



納税額

1,000円／産業廃棄物1トン

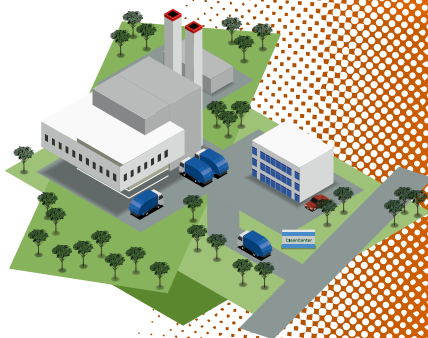
※産業廃棄物の重量の測定が困難な場合は、
換算係数で換算した重量となります。



申告と納税

最終処分業者が排出事業者等から
税を預かり、熊本県へ申告納入。

※自ら設置する最終処分場へ運搬する場合は、
熊本県へ直接申告納付します。



©2010熊本県くまモン

産業廃棄物税制度へのご理解・ご協力をお願いします!

熊本県 税務課・循環社会推進課